

# さいたま市浦和野球連盟規約

## 第 1 章 名称及び事務所

- 第 1 条 本連盟はさいたま市浦和野球連盟と称する。
- 第 2 条 連盟は事務所を会長の指定する場所に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

- 第 3 条 本連盟はアマチュアスポーツとして正しい野球を市内に普及してその健全な発展を図ると共に、会員相互の親密な連携と社会文化の向上をもって目的とする。
- 第 4 条 本連盟は上記の目的を達成するため下記の事業を行う。
1. 各種野球大会、講習会の開催
  2. 野球に関する研究調査並びに建議
  3. 野球の宣伝啓発並びに指導奨励
  4. その他本連盟の目的達成に必要な事項

## 第 3 章 会 員

- 第 5 条 本連盟の会員は正会員と名誉会員とする。
- 第 6 条 正会員はさいたま市及び県内・隣接県に居住または勤務する者で編成された、一般チーム少年チームとする。但し、隣接県・県内他支部に登録されていないこと。(役員・審判員は除く)チーム編成（登録は男女を問わない）
1. 一般チーム
    - イ 職域チーム  
官公庁、会社、商店等に勤務する者のみによって編成するチーム、または同一職場に勤務する者が登録人員の3分の2以上を占めるチーム。(但し、会長が認めた場合は基準を変えることができる。)
    - ロ クラブチーム  
さいたま市の地域内及び県内に居住または勤務する者のみによって編成するチーム。
    - ハ 学生チーム  
専修学校生、専修学校生及び大学生、高校生は同一学校または個人で一般チームに登録することができる。但し、学校単位で編成する場合は、学校名は使用せずクラブ名とする。

## 2. 少年チーム

### イ 少年部

中学生で編成されたクラブチーム。

### ロ 学童部

小学生で編成されたクラブチーム。（スポーツ少年団との二重登録は認める。）

加盟できない選手

イ 学生生徒で本連盟以外の組織に登録しているものは加盟できない。

ロ 少年部及び学童部で、硬式ボールを使用している団体に登録されている選手は加盟できない。

第 7 条 正会員としてのチームは監督、主将を含め10人以上とし競技者の上限は設けないが、Aクラスにあつては30人、Bクラスにあつては25人を超えて登録する場合はA、B、C、の3チームまでの複数登録を認める。（但し、埼玉県大会及び上部大会参加時は10名以上20名以内とする。）登録チームは、A、B、のクラス別とする。（格付けは会長の責任において決める。）尚、Bクラスは2部構成とし、1部・2部の編成とする。

第 8 条 本連盟の目的及び事業を賛助する者をもって名誉会員とする。  
名誉会員には名誉会員章を贈り本連盟の行う事業に優待される。

## 第 4 章 加盟及び脱退

第 9 条 正会員となるチームは連盟の定める登録申込書及び会費を連盟に提出する。  
連盟は資格審査会を開き受理を決定する。

第 10 条 会員の登録は毎年更新し、更新手続き完了とともにその年度の会員資格を取得する。

第 11 条 会員は前条に定めるほか下記の事項の一つに該当するときは、その資格を失う。

1. 第6条に定める条件を具備しないとき
2. 自ら脱退の意思を表明したとき
3. 除名の処置をとられたとき

## 第 5 章 役 員

第 12 条 本連盟に下記の役員を置く。

|         |     |
|---------|-----|
| 会 長     | 1 名 |
| 副 会 長   | 若干名 |
| 理 事 長   | 1 名 |
| 副 理 事 長 | 若干名 |
| 常 務 理 事 | 若干名 |
| 理 事     | 若干名 |
| 評 議 員   | 若干名 |
| 監 事     | 2 名 |

第 13 条 会長及び副会長は理事会の推薦により評議員会で選出する。

会長は本連盟を代表し会務を統括する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

第 14 条 理事は評議員会において選出する。

理事は理事会を構成し評議員会の議決により会務を掌理する。

第 15 条 理事は互選により理事長1名、副理事長若干名、常務理事若干名を選出する。

第 16 条 理事長は理事会を代表し会務を執行する。

理事長は会長、副会長に事故あるときはその職務を代行する。

理事長事故あるときは、副理事長が代行する。

理事長は緊急を要する場合は、これを執行することができる。この場合は次の理事会の承認を得ることを要する。。

常務理事は理事長を補佐する。

第 17 条 評議員は次の方法で選出又は委嘱された者とする。

1. チームから選出された者 若干名
2. 学識経験者の中から会長が委嘱した者 若干名

第 18 条 監事は評議員会で選出する。 監事は会計を監査する。

第 19 条 本連盟に顧問、相談役、参与を理事会の推薦で置くことができる。

第 20 条 役員の任期は2ヶ年とする。 但し再任を妨げない。

補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

役員の任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。但し会長職にあっては代行制を取り連盟運営に当たることもある。

## 第 6 章 会 議

第 21 条 本連盟の会議は評議員会、理事会、常務理事会及び役員会とする。

第 22 条 評議員会は会長が召集して次の事項を審議決定する。

1. 予算及び事業計画の件
1. 事業及び決算報告の件
1. 役員選出の件
1. その他重要事項

第 23 条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数以上の決議をもって決する。

評議員会が何等かの事由で開催不能な場合、『書面評決』を採用し、評議員の過半数以上の決議をもって決する。役員会・常務理事会・理事会についても開催不能時には同様の扱いとし『書面評決』にて過半数以上の決裁・決議とする。

第 24 条 理事会、常務理事会は理事長が召集して評議員会から委任された事項その他を審議する。理事会、常務理事会は理事の3分の2以上出席することを原則とする。出席できない理事は委任の旨の連絡或いは、代理者を出席させること。

第 25 条 理事会、常務理事会の議事は、出席理事の過半数以上の決議をもって決する。

第 26 条 会長は必要に応じて役員会を召集することができる。

第 27 条 役員会は、会長、副会長、常務理事及び理事によって構成し、会長が議長となり常務理事会及び理事会より委任された事項その他を審議する。  
役員会は役員の3分の2以上出席することを原則とする。出席できない役員は委任の旨の連絡或いは、代理者を出席させること。  
役員会の議事は、出席役員の過半数以上の決議をもって決する。

## 第 7 章 委 員 会

第 28 条 本連盟に次の専門部を設ける。

1. 事 務 局
1. 資 格 審 査 部
1. 審 判 部
1. 運 営 部
1. 記 録 部
1. 催 事 部
1. その他理事会において必要と認めたもの

第 29 条 各専門部委員は理事会の推挙により会長が委嘱する。

第 30 条 各専門部の規定は別にこれを定める。

## 第 8 章 会 計

- 第 31 条 会員は連盟の定める会費を納入する。
- 第 32 条 本連盟の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。
- 第 33 条 本連盟に金品の寄付申し込みのあった場合は理事会に諮り受理する。
- 第 34 条 本連盟に次の帳簿を常置する。
1. 金銭出納帳
  1. 会費徴収簿
  1. 役員名簿
  1. 寄付目録
- 第 35 条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 第 9 章 規 律

- 第 36 条 正会員たるチームの構成員は1つのチーム以外に加入することはできない。
- 第 37 条 正会員たるチーム及びその構成員は本規約並びに付則規定に違反することはできない。
- 第 38 条 正会員たるチーム及びその構成員が前2条に違反したときは役員会において除名或いは大会への出場停止その他の処分をすることができる。

## 第 10 章 規約の改廃

- 第 39 条 本連盟の規約の改廃は、定時評議員会において出席者の過半数以上の同意を得たときに改廃する。

## 第 11 章 付 則

- 第 40 条 本規約の施行について必要な事項の細目は理事会が別に定める。
- 第 41 条 本規約は昭和30年4月1日から施行する。

この規約は公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

|                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 平成 7年4月 1日 一部改正       | 平成29年2月26日 一部改正(条項追加) |
| 平成11年3月 1日 一部改正       | 令和 3年2月27日 一部改正(書面評決) |
| 平成15年3月 1日 一部改正       | 令和 4年2月26日 一部改正(役員)   |
| 平成20年3月 8日 一部改正       |                       |
| 平成22年2月28日 一部改正       |                       |
| 平成24年2月26日 一部改正       |                       |
| 平成27年2月22日 一部改正(条項追加) |                       |
| 平成28年2月28日 一部改正       |                       |

## 大 会 規 律

大会に際して不正を行ったチームに対して次の処置を行う。

1. 試合中に発見された場合は相手方に勝利を与える。
2. 試合終了後に発見された場合は次の相手に勝利を与える。
3. 決勝戦終了後に発見された場合は準優勝チームに優勝を与える。

但し、個々の選手の不正はチームの責任とする。

## 連 盟 事 務 局 (理事長宅)

〒 174-0062 東京都板橋区富士見町24-17-307

電話 03-3962-8479

携帯 080-2382-5705

FAX 03-3962-8479

樽 沼 賢 次

## 各専門部所掌事項

### 事務局

- 予算、決算に関すること。
- 財産管理に関すること。
- 渉外に関すること。
- 庶務に関すること。
- 他の部との連絡調整に関すること。
- 事業の広報に関すること。
- 大会結果等の広報に関すること。

### 資格審査部

- 会員の登録に関すること。
- 会員の資格審査に関すること。

### 審判部

- 試合の審判及び運営に関すること。
- 審判員の教育に関すること。
- 審判用具等の管理に関すること。

### 運営部

- 事業の企画に関すること。
- 主催大会の運営に関すること。
- 共催又は後援の大会の協力に関すること。

### 記録部

- 主催大会の記録に関すること。
- 記録の保管に関すること。

### 催事部

- 連盟役員の親睦に関すること。
- 連盟研修会に関すること。

## 各専門部係とその所掌事項

### 事務局

- 総務係 ○ 連盟の予算、決算に関する事。
- 出納に関する事。
- 財産管理に関する事。
- 評議員会、理事会に関する事。
- 広報係 ○ 試合結果等の広報に関する事。
- 大会・行事の記録広報に関する事。
- 庶務係 ○ 他団体等との渉外に関する事。
- 文書の収発に関する事。

### 資格審査部

- 登録係 ○ 連盟登録選手の資格審査に関する事。
- 審査係 ○ 試合出場選手の登録名簿との照合に関する事。

### 審判部

- 審判係 ○ 試合の審判に関する事。
- 試合全般の進行に関する事。
- 選手のマナーなど指導に関する事。
- 教育係 ○ 審判の教育に関する事。
- 審判講習会に関する事。
- 渉外係 ○ 部内の出納に関する事。
- 審判員などの昼食に関する事。
- 審判用具、試合球の管理に関する事。
- 他団体等への審判員の派遣に関する事。



## 運 営 部

- 企 画 係   ○ 連盟主催大会の日程、会場、組合せに関する事。
- 連盟の共催、後援大会の協力に関する事。
  
- 球 場 係   ○ 試合の実施、中止、開始時刻の変更の決定。
- 試合実施に係る諸準備の点検。
- 大会の開、閉会式に関する事。
- 審判控室の防火、整理整頓など管理に関する事。
  
- 連 絡 係   ○ 試合の中止等、当日の日程に変更があった場合の連絡に関する事。

## 記 録 部

- 記 録 係   ○ 試合の記録に関する事。
- 記録の保管に関する事。

## 催 事 部

- 企 画 係   ○ 連盟主催の研修会に関する事。
- 連盟役員の慶弔等に関する事。
  
- 連 絡 係   ○ 催事関係の連絡等に関する事。
  
- 会 計 係   ○ 連盟親睦会の出納に関する事。